

平成 23 年 第 1 回定例会 （第 5 日 3 月 7 日）

〔質問〕 沖本

市政クラブの沖本浩二です。議長からのお許しをいただきましたので、これより通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

冒頭、議長に資料の配付の許可を求めたいと思います。

長谷川議長

資料の配付を許可します。

議長からは、昼一番さわやかにやれということなのですが、なかなか午後一というのはさわやかというわけにもいかないのです、頑張りますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

配付、今されているようでは、内容につきましては、一つ目の質問ということで、人事行政の運営についてということで伺ってまいります。

平成 23 年度より、機構改革による新しい組織体制のもと事業がスタートします。今定例会に提出されております議案第 16 号、座間市職員定数条例の一部を改正する条例もこれに伴うものであります。機構改革につきましては昨年の 12 月の第 4 回定例会の中でさまざま議論をされたわけであり、いま一度、現行の人事行政の運営状況をもとに質問をさせていただきます。

お配りした資料は、前回機構改革が施行された平成 17 年度から平成 21 年度における時間外勤務について調べたものであります。資料①は、市のホームページからダウンロードできます座間市人事行政の運営等の状況から数値を引用させていただいたものです。また、資料の②、③は、事前に職員課の方より提出いただいたデータを引用させていただいております。

資料の①のグラフですけれども、このグラフと同じです。このパネルのグラフと同じものですが……（「上へ向けて」「そこ、台の上に」「この上、ここ、ここにこうやって」と呼ぶ者あり）こっち、失礼しました。同じものです。

このグラフは、平成 17 年度から平成 21 年度の時間外手当の支給実績並びに一人当たりの平均支給額をあらわしたものです。支給実績は、平成 17 年度が 2 億 1,600 万円余、平成 18 年度が 1 億 8,800 万円余、平成 19 年度が 1 億 8,700 万円余、平成 20 年度が 1 億 7,100 万円余、平成 21 年度が 2 億 300 万円余となっております。平成 20 年度までは減少してはいますが、平成 21 年度は増加をしています。また、一人当たりの平均支給額も同様に、平成 17 年度の 27 万円余から平成 20 年度には 22 万円余と減少してはいますが、平成 21 年度は 27 万円余と増加しております。

また、資料の②のグラフですけれども、これは時間外勤務時間と該当職員数をあらわしたものです。①の資料同様、平成 17 年度の 7 万 8,634 時間から平成 20 年度には 7 万 457 時

間と減少していますが、平成 21 年度は 7 万 9,566 時間と、平成 17 年度よりも上回っております。一方、該当職員数は平成 17 年度の 683 人から平成 20 年度には 616 人と減少し、さらに平成 21 年度には 584 人となっております、平成 17 年度から 99 人の減少となっております。このことから、平成 17 年度から平成 20 年度までは該当職員数の減少が時間外勤務時間の削減となっていると判断できますが、平成 21 年度は逆に一人当たりの時間外勤務が増加していることとなります。

それから、資料の③の表ですけれども、平成 17 年度から平成 21 年度の一人当たりの時間外勤務時間が多かった課の上位 10 課を列挙したものです。各年度、順位に変動はありますが、必ず名を連ねる課として、秘書室の秘書課、企画財政部市民税課、総務部職員課、総務部電算システム課、市民部協働まちづくり課、保健福祉部国保年金課、保健福祉部福祉支援課が挙げられます。

時間外勤務については、平成 17 年第 4 回定例会、平成 22 年の第 1 回定例会で、前任者の一般質問で時間外手当の予算管理を観点とした議論がされており、当時の総務部長からは「一部職員に時間外勤務が集中しないよう課内での事務事業の配分の検討を行い、年間を通した事務事業量の把握並びに毎日の勤務時間の管理の徹底に対応している。予算の管理は、それぞれの担当課が配分時間、予算内の範囲で管理し、職員課がそれらを統括してさらに管理をする」、こういった答弁をされています。しかし、資料③の表のように、平成 17 年度から平成 21 年度の時間外勤務の実態からは、その運営に懸念を抱くものであります。

私自身、時間外勤務を否定するものではありません。市民サービスを維持させるために一時的に高負荷業務となってしまう職場もあるでしょうし、課内職員の中で長期療養休暇等が発生した場合の対応もあるでしょう。ただ、当時の総務部長もおっしゃるように、一部の職員に集中することは是正しなければならないし、さらには慢性的に業務量の多い部署、一部の部、局、室、課、係に集中することは是正すべきものだと考えております。

平成 21 年 2 月 27 日には、人事院より、超過勤務の縮減に関する指針について通知が发出されております。主な内容を抜粋して紹介しますと、「時間外勤務時間の上限の目安時間として、職員 1 人に対し、1 年につき 360 時間を目安として、これを超えて超過勤務をさせないよう努めること。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務についてはこの限りではない。この目安時間に向けて超過勤務をできるだけ縮減するため、業務のあり方や処理方法等について見直しを行い、業務の廃止を含めた業務の簡素化、業務処理方法の改善、計画的な業務執行等に努めること」などが記されております。この指針は、各府省だけではなく、地方自治体にも総務省自治行政局を通じて通知がされています。

さきの定例会で行われた一般質問では、前任者より、現在の組織編成について細分化による職員数の問題点を指摘されており、この指摘に対して市長は「時代に合った形、現行の職員の数、さらには今後の職員の定員管理等を含めた中での形、新しい計画遂行にかなう形というものを念頭に置き組織の改編を進めなければならない」と答弁されています。

また、プロセスでは、これは機構改革を進めるに当たってということだと思いますけれども、「そのプロセスにはボトムアップという手法で、職員の末端から各課各部の現状持ち得ている仕事、そのありようについても細かく聴取し、各職場で検討を重ねるなど、職員参加のプロセスも十二分に行ったと自負をしている」とも述べられております。私は、この市長の答弁からは、今回の機構改革によって先ほど述べた懸念を払拭していただけるものと期待をしております。

それでは、時間外勤務の実態、そしてこれまで交わされてきた時間外勤務とその予算管理、機構改革についての議論を踏まえ、7点ほど具体的に質問させていただきます。

まず一つ目として、時間外勤務の現状と今後、そして時間外勤務そのものに対する総括的な市長のご所見をお伺いします。二つ目として、資料①、②、③より、平成21年度の時間外勤務時間が増加した理由、考察をお示しいただきたいと存じます。三つ目として、平成17年度以降、この間、人的配置や事務事業そのものの改善は実施されたのでしょうか。実施されたのであれば、その事例をお示しいただき、その評価も伺っておきます。四つ目として、資料③表に出てくる各所管部、局、室の慢性的な仕事量、業務負荷についての所見を伺います。五つ目として、人事院からの超過勤務の縮減に関する指針について、本市としてはどう受けとめられているのか所見をお伺いします。六つ目として、新年度スタートする機構改革では、こうした現状もかんがみで取り組まれているのかお伺いします。最後に七つ目として、平成23年度の時間外勤務時間、予算額はどのような考えで見込まれているのかお伺いします。

次に、地域福祉の取り組みについて伺います。

地域福祉については、前任者、牧嶋議員より、現在策定に向けて進められております座間市地域福祉計画や平成23年度新事業に触れられ、る質問がされております。また、当局からも細部にわたる答弁をされておりますので私の方からはほとんど聞くことも少なくなりますが、一部、重箱の隅をなめるような形で質問をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

現在、東原地区では、地域福祉を考える講座、ご近所ふくしのまちづくりが、座間市立東地区文化センター、それから座間市社会福祉協議会、以下、市社協と呼ばせていただきますが、そして神奈川県社会福祉協議会の主催で開催されています。

この講座は2月6日から3月20日の間に全5回開催され、1回目が「100歳問題と現代の貧困」をテーマに、所在不明の高齢者が各地で発覚したように、公の手の届かないところ、公としてできないことはどうすればよいか、これに関する講話を聞き、また2回目は「地域コミュニティに何を求めるか」をテーマに、自治会活動など地域コミュニティがこれまで地域福祉に果たしてきたことは何か、また求められるものは何か、こうしたことを全員参加で考える。そして3回目は「みんなで東原を考える～東原の強み・弱みを探そう！」をテーマに、地域資源と課題の再発見、地域の強み、よいところ、そして弱み、課題についてみんなで意見を出し合い、学んでおります。4回目、5回目につきましても、皆で東

原を考えることをテーマに参加者全員でブレインストーミングをすることになっております。

私も1回目の講座には参加をさせていただきましたが、2回目、3回目、そして、きのう行われた4回目についてはあいにく都合がつかず参加することができませんでしたが、1回目の講座の様子からは、今後の地域福祉に対する必要性、重要性、緊急性を理解し、真剣に考えておられる皆さんが参加されているものと感じるものでありました。そして3回目の講座の後で、現在、東原地区にはない地区社会福祉協議会、以下、地区社協と呼ばせていただきますが、これをつくろうという意見が参加者の中から出たということであり、まさにこの講座の目的にかなったものであり、地域福祉に対する主催者側と参加者の意識が相重なり合ったということだと思っております。

本市では、より地域に根差した地域住民がみずから取り組む地域福祉活動の推進母体として地区社協を設けることが進められており、平成21年4月現在、26の地区社協が設置されていますが、現在の東地区と同様、地区社協が設置されていない地域も存在し、地域福祉における今後の課題の一つとなっています。市社協では、地区社協が設置されない地域の自治会等に対し、設置について働きかけるよう取り組んでおられますが、行政としても何らかの形で働きかけをする必要があるのではないかと考えます。

先ほど述べた地域福祉を考える講座、昨年は立野台、西栗原地区でも開催されているようであります。今後、市社協と連携し、特に地区社協が設置されていない地域でのこうした講座の開催が随時望まれます。こうした活動をサポートすることも含め、行政としての積極的な働きかけについて所見をお伺いする予定でしたが、先ほど前任者の答弁で、体制づくり、そういったお話がありました。私の方からは、今後それらに対する計画というもの、そちらをお聞きしておきます。

また、既存の地区社協に対して、座間市地域福祉計画策定を前に意見交換などを行っているのか、こういったことを聞こうと思ったのでありますが、先ほどのやはり答弁の中で意見集約している旨の答弁がありました。が、現在までに行っているならば、その地区社協の皆さんに対してですね、どのような意見が出されているのか、また、それを把握しているならば、それをお示ししたいと思えます。

あと、これは要望に近いのですが、先ほどの牧嶋議員からの質問で地域福祉コーディネーターのお話がありました。答弁では平成18年と平成19年と30の方が受講されて、今、各地区社協、地域の中でご活躍をされているというお話でしたが、この活動自体が、やはり牧嶋議員がおっしゃるように、どうも我々には見えてこないという点があります。そうした意味では、ぜひPRというのも含めまして、やはり今後行政側としても考えていただきたいなという、これも要望になりますけれども。

それからあと、平成20年以降、こうした地域福祉のコーディネーターの方が何人程度受講されているのか、そういったお話も先ほどなかったようなので、もしその辺がわかるようであればお示しをしていただきたいなというふうに思います。

次に、さがみ野桜並木の整備、ちょっと通告にはそういうふうに書きましたけれども、本当はさがみ野東原桜並木ということになりますので、正確にはそういうことでありますので、ぜひ訂正をお願いしておきたいと思っております。また、質問については、桜の木の整備はもとより歩道の整備を含めた総合的な整備について伺うものでありますので、ご承知願いたいと思っております。

市道 13 号線に沿うさがみ野東原桜並木の桜は、昭和 30 年代にかんがい事業によって水路が引かれた記念として地元の農家の皆さんによって植えられ、後に昭和 44 年に発足した東原桜並木保存会が管理をされておりましたが、その会が解散された以降は市の管理に移っております。ことしも 3 月末から開花するであろうさがみ野東原の桜並木は、道路、歩道を包み込むように咲き誇り、毎年多くの花見客を呼び寄せる座間市が誇る春の観光スポットの一つであります。

しかし、残念ながら、さがみ野駅前郵便局前の 1 本が平成 20 年 5 月に強風によって倒木したことを機に、安全面を考慮し、その木を含む中央労働金庫交差点からさがみ野駅入り口交差点までの 12 本を伐採することを余儀なくされました。また、交差点から北側の 3 本についても伐採されております。さらに平成 21 年の樹木診断の結果を受け、中央労働金庫交差点から東中学校交差点の間で、倒木のおそれのある 15 本も伐採せざるを得なくなりました。無念の思いは市民にとっても管理していた行政にとっても同じであり、残された 68 本の木には、伐採された木の方まで精いっぱい満開の花を咲かせてほしいと願うものであります。

平成 23 年度予算には、市道 13 号線さがみ野二丁目地内、さがみ野商店会区域の歩道と車道をあわせた道路改良工事、さらには市道 12 号線との交差点、東中真横において、交通渋滞の緩和を図るべく、右折レーンの設置を含めた交差点改良工事を実施することが計上されております。また、日産モータープール跡地に建設されることになっている大型商業施設に関しては、既に市道 13 号線西側に 3 カ所の出入り口が設けられております。最終的に大型商業施設区域の歩道は、安心、安全の観点、さらには景観を考えたデザインのもとに整備が行われると伺っております。であるならば、交差点改良工事による整備にあわせ、大型商業施設の区域の整備については出店業者側と今後の桜並木の整備にかかわる共通認識を持っていただき、一貫したデザインのもとで歩道整備を実施すべきであると考えますが、当局の所見を伺います。

大型商業施設建設に当たっては、建物設置者、出店業者による住民向けの説明会が、先月 2 月 9 日と 13 日に東原コミュニティセンターで開催をされています。9 日に開催された説明会には、私、そして中澤議員、小川議員、佐藤議員も参加をさせていただいております。説明会の中では、参加された近隣住民から交通渋滞や通学路の安全性への影響に懸念する声が出るほか、自治会関係者から、住民が感じた課題を店舗側と協議する機関を設置してほしいとの要望がされ、出店業者側からは、出店業者間で協議をしたいと答えるなど、開店後の運営を見据えた意見も出されております。

私としては、店舗側と協議する機関が設置されるならば、ぜひこれは設置していただきたいと思いますが、そういう場にも行政が出向き、出店業者側に対する市民要望を把握されることと、それから反映するような行政指導はもとより、近い将来、桜の木の植えかえが行われるときには、どういった新しい桜を植えかえるにせよ、それに伴う歩道などの整備について近隣住民の皆さんとともに出店業者への協力、支援を要請すべきだと考えますが、当局のご所見をお伺いします。

また、さがみ野商店会区域の道路改良工事においては、歩道の整備と桜の植えかえについて既に住民嗜好が盛り込まれていると伺っております。この区域の整備については、先週3月4日に発行されましたタウンニュース座間版にも掲載され、ごらんになった方も多いかと思いますが、改めてこの区間の整備についての計画、日程的などころですね、そのほか道路・歩道改修構想、そして桜の植えかえなどどのように考えられているのか、現時点における内容の詳細を伺っておきます。

さらに、今後は、これらの区域以外の残された区域をどうするのか考えなければなりません。これには相模が丘「新生さくら道」の会のように、同様に市民団体の力が必要であろうと考えます。平成22年に、さがみ野街づくり委員会を始め地元の有志の方が集まれ、仮称桜並木の会を立ち上げられています。今現在は商店会区域の活動となっており、桜並木全体をどうにかしようという活動は今後ということのようであります。残された区間に関して平成23年度以降、行政と、この仮称桜並木の会の強い連携を望むとともに、行政として、さがみ野東原桜並木の全区域に関する整備の取り組み方、進め方のあるべき姿をお伺いし、1回目の質問を終わります。(拍手)

〔答弁〕 遠藤市長

沖本議員の質問の中で、一連の時間外勤務の関係についてお尋ねをいただいた中で、時間外勤務の現状と今後、そして総括的な私の所見ということでお尋ねをいただいたわけでございます。

今回、この新総合計画のスタートにあわせて組織の改正、機構改革を行ったわけですが、これは議員から触れていただきましたとおり、過去の本会議においても私も答弁をさせていただいているとおり、時代にマッチした組織のあり方というものがやはり必要なわけございまして、予算編成の中で課題になったような扶助費の増などというものも、この5カ年間の間にも想定を超えるようなやはりスピードで進んでおるわけです。それを一つの例として考えても、やはりその時々私どもの業務にマッチした形での人員配置、組織のあり方というものが必要なわけございまして、これがやはりいびつな形になれば、どうしてもその重たい負担を負う部署が過重な負担を負うことになるわけでして、これはやはり避けなければならないと、これは当然のことであるわけでございます。

時間外勤務自体は、私から申すまでもないわけでございますけれども、24時間のうちの拘束時間がふえるわけでございますから職員の自由時間が減ってくると。当然それによる

肉体的、精神的な負担というものがふえるわけですから、健康を害するおそれというものもあるわけでございます。当然そうした負担というものは労働災害ということで、これが顕在化したら大変なことになるわけでございますし、そうした点には十二分に留意を払う必要があるかというふうに思います。

また、一方においては経費の管理という面でも、割り増し賃金の支払いの必要ということから当然これ人件費の増加を招くわけですし、両面を含めても、結果として、職員の仕事と生活の調和の関係、さらには、それによって生ずる職員の士気、これをやはり高めていくという観点と逆行するような形、さらには、それによって全体像が見えてくる中での人材確保という部分での大きな障害となる形、こうした悪影響の部分というものを十分に考慮しながら対応する必要があるわけですし、それからしてもやはり時間外勤務というものはない方がいいと、極力これは減らしていく努力も必要になるわけでございます。

神奈川県において、ご存じのとおり、現在、時間外ゼロ革命宣言というものが出されておりますし、また、議員からご指摘ございましたように、国における超過勤務の縮減に関する指針というものも出ておるわけでございまして、当然このあたりを参考としながら、今回これも議員からお話ございましたが、一連の組織改革、改正についても職員の意見をよく聞きながら、その業務の実態というものを把握をした中で仕事の割り振りを行い、また人員の配置を行いということをご心掛けていただいておりますので、これによる効果が私は期待ができるものというふうに思っております。

しかしながら、今後もやはりこの業務のありようというものは、当然私どもだけではなく、今回の子ども手当の関係等もそうですけれども、国との関係の中で事務事業というものを私どもの意思にかかわりなく負担をしていかなければならないということもあるわけですし、そうした点のバランスというものを踏まえながらやはり対応していく必要があるかと思っておりますし、いずれにいたしましても、この時間外勤務の縮減というものは重大な課題だというふうに認識をしながら取り組みを継続して進めてまいりたいと、このように思います。

以上でございます。

〔答弁〕 和田総務部長

人事行政の運営につきまして、市長の答弁で残りました部分につきまして答弁させていただきます。

まず、平成 17 年度から平成 20 年度までと比べて、平成 21 年度の時間外勤務時間数が増加した理由でございます。

まず、全体的には、平成 17 年度から平成 20 年度にかけて毎年減ってまいりましたが、平成 21 年度に増加に転じてしまいました。この主な要因でございますが、定額給付金及び総合計画における事務を新たに実施したこと、生活保護受給者が平成 17 年度末から平成 21 年度末までに 445 世帯増加したこと、さらに介護認定申請件数が平成 17 年度から平成 21

年度に 1,128 件増加したこと、また、消防において傷病者の救命率向上等のため消防車支援出動回数が、平成 17 年度 49 件から平成 21 年度 435 件に 386 件増加したこと等によるものでございます。中でも、端的に平成 20 年度、平成 21 年度を比べますと、定額給付金及び総合計画における事務、これが増加の要因でございます。総体的に考察すれば、時間外勤務は、国等における新たな事務の追加やその時々^々の社会経済情勢等により変動することが多いものと判断しております。

続いて、平成 17 年度以降、人的配置や事務事業そのものの改善は実施したのか、また、その事例と評価をとの質問でございます。

実施はしてございます。具体的には、もくせい園等の業務を指定管理者にしたこと、定額給付金においては 6 名の職員を特命としたこと、正規職員数は、平成 17 年 4 月 1 日 896 人が平成 22 年度 4 月 1 日 822 人に 74 名削減する中、福祉支援課 6 名、保健医療課 2 名、消防署 3 名を増員したこと、再任用短時間勤務職員を活用し、出張所職員を 4 名削減したことなどでございます。

また、これらの評価ですが、時間外勤務抑制の効果は十分に出ているものと考えています。しかし、生活保護業務については職員増が保護世帯増に追いついていないのが現状でございます。今後はその対応も十分に考慮していきたいと考えております。

続いて、秘書室、企財部、総務部、市民部、保健福祉部などについて、時間外勤務を統括的に管理する立場として慢性的な仕事量負荷についての所見でございますが、議員お話しのとおり、これらの部署の中の一部におきましては、他の部署と比較して時間外勤務が多いところがございます。また、職員に負荷をかけていることも事実と思います。したがって、このような所属においては、一時的なものなら臨時、非常勤職員や職員応援制度を活用するなどの対応、恒常的に時間外勤務を増加するところにつきましては、前にもお話ししましたように正規職員を増員するなどの対応をしているところでございます。

また、時間外勤務削減への取り組みとして、平成 22 年度から再び時間外勤務配当制を実施し、さらに 1 カ月に 40 時間、60 時間を超える時間外勤務が必要な場合は、副市長または総務部長への報告を義務づけたところでございます。

続いて、人事院からの超過勤務の縮減に関する指針についてでございますが、先ほど市長からの答弁もございましたが、超過勤務の縮減に関する指針が、平成 21 年 2 月 27 日付で人事院事務総局職員福祉局長から通知がございました。この指針は、議員ご存じのとおり「長時間の超過勤務が職員の健康及び福祉に与える影響等を考慮し、公務における超過勤務の運用に当たって留意すべき事項を示し、超過勤務の適正な運用と縮減を図り、あわせて職員の心身の健康の維持を図ることを目的とする」となっております。また、内容は「1 年に 360 時間を超えた超過勤務をさせないように努めること等」となっております。昨年 4 月 1 日から、1 カ月に 60 時間を超える時間外勤務を行った職員に対する取り扱いについて、労働基準法の改正と同様の趣旨と考えております。本市におきましても、国公準拠という立場から同様に扱っていききたいと考えております。

なお、時間外勤務は、命令する所属長がいかに関職員の健康状態や能力、当該業務の内容等を把握しているかが重要なところだと思っております。したがって、各所属長には、必要に応じその旨通知し、周知を図っているところでございます。

続きまして、新年度スタートする機構改革への取り組みでございます。新年度にスタートする組織の基本方針は、総合計画の体系との連携を図るため、政策と部、施策と課を整合させ、課の統合、分割及び事務分掌の見直しを行い、また、現在の細分化された行政組織から、比較的、課及び係の規模を大きくし、効率的、効果的に事業を推進する組織とすること、課の職員数の構成格差を是正することなどを考慮させていただいております。

最後でございます。平成 23 年度の時間外勤務予算額はどのような考えで見込んだのかとお尋ねでございます。平成 23 年度予算における時間外勤務手当は、予算編成時に各所属長から、過去の時間外勤務実績を踏まえ時間外勤務時間数の要求書を提出していただきました。この要求を基本として予算計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

〔答弁〕 柴田保健福祉部長

保健福祉関係でご質問いただきました。

まず、地区社協の計画的な設置についての考え方ということでございます。市社協と市及び県社協の主催によりまず地域福祉を考える講座、これは先ほど議員がおっしゃいました東原地区で今回対象に開催をさせていただいております。この講座は、地域の特徴や課題を考え、地域福祉の大切さを学ぶことを目的としているものであります。市では、この市社協との連携により、このような地域福祉を推進するための講座を今後とも地区社協が未設置である地区を対象に開催することで、まずは住民の皆さんに地域福祉の大切さをお伝えしていきたいと考えております。こうした地道な努力を継続することで、地区社協の設置につなげてまいりたいと考えております。

それから、地区社協が地域福祉計画に対する意見、どのようなものが上がったかということでございますが、これは前任者の方にも答弁をいたしました。今回の素案に対する意見ということで、市内 26 の地区社協、福祉関係の N P O、自治会連絡協議会にも素案を送付し、意見を求めています。これは現在のところまだ意見は上がってきてございません。

さらに、地域コーディネーターのことについて重ねてご質問いただきました。地域福祉コーディネーターの関係でございますが、前任者にも答弁をいたしました。平成 18 年度から約 30 人程度ということでございます。地域福祉向上に向けて、各種のネットワークを今後構築することを計画の中でも素案としてうたっております。そうした核となるのが地域福祉コーディネーターというもので、重要であるとの認識を持っております。今後とも市の社会福祉協議会と連携をして、養成に関する講座等を継続してまいりたいと考えております。また、PR についても、市社会福祉協議会と協力をして進めてまいりたいと考えて

ております。

以上でございます。

〔答弁〕 佐藤都市部長

都市部へは、さがみ野東原桜並木の関係でご質問いただきました。

ご質問に対する答弁は前後いたしますが、まず初めに、市道 13 号線さがみ野商店会区域の道路改良についてでございますが、工事区域につきましては市道 47 号線、これは海老名市行政界の交差点から市道 14 号線を挟んで東原コミュニティセンター付近までの約 270 メートルの区間で、幅員構成につきましては東側歩道 3 メートル、車道は路肩を含めまして 7 メートル、西側の歩道約 8 メートル弱となっております。現在、地域の皆様方と西側歩道部の整備形態について協議をさせていただいているところでございます。桜の植樹本数、道路に面した家屋への通路形態、歩道内の花壇の配置、さらに路面の仕上げ材等さまざまな要望をいただき、費用面を含め、平成 23 年度早期工事着手に向け、地域の皆様方と協議を進めているところでございます。

次に、市道 13 号線と交差点改良工事による整備にあわせ、大型商店施設の出入り口付近の整備についてご質問をいただきました。

大型商業施設の市道 13 号線に接する既存桜並木の整備につきましては、緑地空間の確保と緑地帯の整備として花見の場の整備、快適な歩道空間の整備、休息スポットの整備を事業者が行うことで現在協議を進めているところでございます。近隣住民の皆様方とともに大型商業施設出店業者への協力・支援を求めてほしいとのご質問をいただきました。ご承知のとおり、相模が丘地域では地元の方々が新生さくら道の会を立ち上げ、なかよし小道の再生を目指し活動を行っているところでございます。さがみ野・東原地域においても、地域住民の皆様方を始め企業の皆様方や大型商業施設の出店業者も含め、まずはお話し合いができる組織を立ち上げていただくことが大変重要なことかと考えております。

また、残された桜並木整備の区間の今後の取り扱いについてご質問いただきました。さがみ野商店会区域、大型商業施設区域の整備の完了が地域の皆様方や商店街の皆様方の機運の高まりとなり、相模が丘地区の新生さくら道の会と同様な組織を立ち上げていただく中で、行政といたしましても民意と一体となった取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〔質問〕 沖本

一定のご答弁ありがとうございます。

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、ちょっと順不同になりますけれども、地域福祉のところですけども、講座自体は本当にすごく内容もわかりやすく、やっていること自体に対しても評価をするもので

あります。残されたところの方でも順次開催を計画されていくということで、本当に地区社協がまだない地域に関してはそういった活動を行政の方としてもバックアップしていただいて、これから設置に向けてということでよろしくお願ひしたいなというふうに考えております。

また、やはり地域福祉コーディネーターの話にちょっと戻りますけれども、まだやはり中身というのは見えない状況でもあります。そうした意味では、恐らく19年度以降もふえているとは思いますが、そうしたところをこれからもまたふやしていかなければならないというのが課題として残されているわけでしょうけれども、そしてまた地域福祉のかなめ、核となって、今回、東原地区でも地区社協を立ち上げるということでは、そういう方に核となっていて広めていただくという活動もぜひしていただきたいというふうに思うので、その地域福祉コーディネーターの方、こうしたPR含めてぜひまた行政の方からもバックアップをお願いしたいということで、これは要望になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、さがみ野・東原の桜並木の整備についてということで、本当に部長がおっしゃったようにまず南側、商店会の方、それから交差点改良、そして大型施設建設のゾーン、こうしたところが本当にモデルとなって、年度的には2年後ぐらいになるのですかね、商店会の方は、完成されるのが、恐らくそれぐらいだと思うのですが、それに目指した形、デザインを見ながら、あるいは先ほど述べた団体、会が中心となって、それからあとは大型商業施設の区間、そちらは大型商業施設の方があ意味、街並み形成というか、そうしたことを考慮しながら整備していただくということがご答弁ありましたので、その二つがどういった形になるかちょっとまだ見えてはいませんが、ある意味モデル地区となって、その間の区間が、では地域にお住まいの方、あるいは市民の方がこうした方がいい、ああした方がいいという意見を出されて進められればと思いますし、やはりあそこは企業も多いですから、そうしたところの企業の方、そして大型施設の方を含めて、桜並木、今後どういうふうな植えかえになっていくのかわかりませんが、うまく協議をしながら、そうした意味ではまた行政の方にもバックアップというか、お知恵を拝借しながら進めていければというふうに思います。

一つだけここで質問というか、要望も含めてですが、相模が丘のなかよし小道の整備とちょっと異なる場所としてというと、都市部は都市部なのですが、やはり公園緑政課と道路整備管理、そうした課がかかわってきますよね。なかよし小道の方はどちらかといえば公園緑政課だけということだったので、またいろいろその課の中で、もちろんこうした方がいい、ああした方がいい、こうしなければいけない、そういった企画とか、そういう問題もいろいろ出てくると思うので、そういったところでは我々というか、市民の方にはちょっとわからないところもあります。ぜひそういうところは都市部の中でうまく調整していただいて、一つの意見をまとめていただいて、また市民の皆さんと協議していただくようお願いするとともに、そうしたところはどのようにしていきたいというお考えがある

のであれば部長の方にぜひご答弁をお願いしたいと思います。

それから、時間外勤務の方ですけれども、市長の方からご答弁いただきました。市長自身も今後の機構改革に関して期待をしていくと、時間外勤務の縮減というところで期待をしているということなので、ぜひ私も期待したいなというふうに思います。逆に平成17年から平成20年、21年、平成21年には増加したわけですけれども、理由としては、定額給付だとか総合計画、生活保護の関係、いろいろ過渡期であったということでは理解もできます。ただ、やはり想定できるところもあると思うのですよ。これはもう過去のことですから今からどうのこうのというのはないですけれども、前年度に想定できるところもあるはずなのです。来年になったらこういうことがある、こういうことも考えなければいけない、想定されることもありますし、それから先ほど人的な配慮というか、そうしたところは平成17年度以降やってきたという答弁がありました。人的な配分はもちろん大事だと思っているのですけれども、逆に言うと、事務事業自体の改善、そうしたところがちょっと先ほどの答弁の中にはなかった。もちろんやられたとは思いますが、そうしたこともぜひ推進していただきたいと思います。

各自治体で、先ほど市長の方から神奈川県事例も出していただきました。いろんな地方自治体で時間外のところを縮減という形で取り組みをされている自治体、いろいろあります。もちろん考え方としては、やはり職員の健康面、それから大きいところでいうと財政面というのは一番、市民の目からすれば、財政面、では幾ら市、行政、自治体は残業代を払っているのかと非常に興味があるというか、注目される場所でもあります。そうした意味での縮減というのは非常に大事であると思いますし、それを強制的にやるようであると、逆に今度はサービス残業とか、そんな形になってしまうので、それもゆゆしき問題になってくるということで、非常に難しい問題ではあるのですが、そこを何とか健康面、それから財政面を考えながらやるということは、人員配置ももちろん大事なのですけれども、事務事業の業務改善ということも非常に大事だと思っておりますので、そうしたところ、もし平成17年度以降、何か取り組まれたとか、そういう事例がありましたらご紹介いただければと思いますし、もし逆に、いや、まだ足りないぞと部長が思うのであれば、おもしろいのですよ。

この間、ちょっと話はずれますけれども、厚木市の事例をちょっと読んだのですけれども、総務部長の年度の計画、部長としてののですよ、これは他市のことですからあれですけれども、要は時間外勤務の時間を縮減するという目標を立てられて、いろんな施策、その中身はちょっとわからないのですけれども、取り組まれようとしているのをちょっと紹介されていました。そうした意味で、平成17年度以降、何かやられているのであればそれを紹介していただければ幸いですし、もし今、総務部長として今後私としてはこう考えているのだということがあればぜひ紹介していただければなというふうに思います。

あと応援体制のことを少しお聞きしたいのですけれども、確かに課内、どこかの係が急に忙しくなった、課内ではもちろん調整すると、人員配備をここに今月は何人入れようと、

そういう対策等ももちろんとられていると思うのです。それが部内ももちろんあると思うのです。それより外があるかどうかなのです。僕は全庁的に考えていいと思っているのです。というのは、もちろん配属が変わるわけではないですか。全然関係ない部に行ったとしても、ある程度経験されている方がいらっしゃるわけですよ、部の外に。そうしたら、それをもっと広げて部からの応援体制というのを組んでもいいのかなというふうに思っているのです。だから、今の現状の先ほどおっしゃった応援体制というのがどういう範囲でなっているのか、そういうところもちょっと紹介していただいて、さらにもっと何とかできるものなのか。よく会社なんかは、工場とかだったらいろんな工場から引っ張ってくるというのはあるのですけれども、ほかの自治体から持ってくるわけにはもちろんいかないので、もちろん座間市の庁舎の中で考えなければいけないのでしょうか、そういったところ少し、どういう取り組みをされているのかお聞きして2回目の質問を終わりたいと思います。

〔答弁〕 和田総務部長

人事行政の運営につきまして何点か再質問いただきました。

まず、想定できる部分もあるだろうと、確かに想定できる部分はあると思います。ただ、なかなか難しいのも事実だと思っております。そういう部分、極力反映できるところは反映させていきたいと思っております。

それから、事務事業の改善、これは改革改善というものが、また別部署で常時やっておりますので、その中で日常的に、定例的に検討されている部分でございます、今その事例というのをちょっと思いつかないので恐縮でございますけれども。それから厚木市の事例もお話いただきました。私どもの方といたしましても、この平成22年度から、以前やっておりました時間外勤務の配当、これも復活をいたしまして、あわせて一月の中で40時間、60時間を超える時間外勤務については、60時間は副市長まで、40時間は総務部長までの報告を義務づけておまして、その中で直接課長が持ってくると。そして、今後の改善策、今後の対応もしっかり書かせているという対応をとっているところでございます。

それから、応援ということで、課の中での係を越えた応援、それは当然のことでございます。それでも足りなければ部内応援、それも部の中で各部ができることですから当然のこととしてやっております。そして議員ご指摘の全庁的な応援、これはもう既にずっとやっておることございまして、例えば選挙のときですと、これは部外応援でございますから職員課が受けて全庁に応援を依頼する、また例えばイベント等ございましたときに、そのイベントの中で保健師さんが必要ということであればそういう部から応援をいただいて職員課が受けて、それをまた所属している部署へ依頼をする、そういうことは日常的に今も行っているところでございます。

〔答弁〕 佐藤都市部長

都市部へは、さがみ野・東原桜並木の整備についての部長の意見はということでございました。

さがみ野・東原桜並木につきましては、相模が丘仲よし小道と違いまして、沿道に住宅、企業、さらには大型商業施設があります。まずはこういう形の中で、これらの方々たちにおいて整備の機運を高めていただくために組織づくりが最重要かと考えております。行政側としても、民意一体となり、公園、道路の面から取り組みを進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

〔質問〕 沖本

ご答弁ありがとうございます。

総務部長に一つだけ、ごめんなさい。先ほど、全庁的な話はわかるのですけれども、それはイベントとかというものではないですか。僕が言いたいのは、保健福祉部が保健福祉部で満杯なのだといったときに、保健福祉部から出られた職員の方、経験者が、もちろんいろんな取り決めとかいろいろ変わっている部分はあるのだろうけれども、でも過渡期にあった場合はそういったところに全庁的に集まってくる、そういった体制、難しい面もいろいろあると思いますよ。そういうことをちょっと申し上げたので、そういうイベントとかは別に、だれでもというふうな言い方は語弊がありますけれども、比較的専門知識も要らないというところではできると思うのです。ただ、そういう専門知識が要るところで全庁的にそういったところではできないのかということをお伺いしたので、難しい面もあるかと思っておりますけれども、もしやられているのであればやられているで結構ですし、それからもし考えられていない、難しい面があるというのならそういう答弁でも結構なのですけれども、少しその辺を、私の言った意味はそういう意味なので、ご理解いただいて、もしやっているのならご答弁いただければというふうに思いますので。

それから、あといろんな改善面も違うところでいろいろ進められているとはもちろん思うのですけれども、業務のやり方自体もいろいろ先ほどお配りした③の資料の中でも比較的部署の特定されるところがあると思うのです、いろんな仕事。前回というか、以前、飛田議員の方からも電算のところに関してはフレックスを使ったらいいのではないかと、そういうお話が多分あったと思うのですが、もちろんフレックスだけでおさまる話ではないのかもしれない。その業務自体、いろんな特徴もある、特性もあるといったところで、その業務の特性、特徴によって勤務のやり方も、やはりそこも、指針の方にも出ておりましたけれども、できるのではないかとというふうにも私も考えるわけなので、ぜひその辺のご意見もお伺いできたらご答弁の方よろしく願います。

質問を終わります。

〔答弁〕 和田総務部長

全庁的な応援体制ということで、先ほど二つばかり事例をご紹介させていただいたのですが、それ以外にも、例えば申告時の税務経験者の応援とか、いろいろやっていないわけではないのです。ただ、やはりそういう応援というものも限定的な利用というものをある程度考えまないと、全庁がただの一つになってしまうというのもあるかと思えます。それぞれがそれぞれのやはり仕事も持っているわけですから、ある程度限定利用の中でできる部分はやっていく、そういう配慮をこれからもしていきたいとは思っておるところでございます。

それと、あとフレックスタイムの話もいただきました。確かにフレックスタイム、メリット、デメリット、双方あるかと思っております。今後につきましても十分に検証していただきながら、できる部分があるのであればそれも十分検討する価値はあるかと思っております。（「同じ答弁だな」「何年前かな」と呼ぶ者あり。